

緊急事態宣言

特措法「緊急事態宣言」ができるようになるのは?

	住民への外出自粛	要請のみ	強制できない
	学校、保育所、老人福祉施設などの使用停止	要請・指示 要請に従わない場合は指示。いずれも公表するが、罰則はなし	
	音楽、スポーツイベントなどの開催制限	事業者に命令 隠したり、立ち入り検査を拒んだりした場合は懲役や罰金も	強制できる
	医薬品やマスクなど必要な物資の保管		
	臨時医療施設のための土地、建物の使用。同意なしも可		

海外でのロックダウンは 公共の場で他人と1.8メートル以上離れなければ罰金 米ニューヨーク市
生活必需品を扱う店以外は閉鎖し、公の場に3人以上が集まることを禁止。従わなければ罰金 英国

4月7日、緊急事態宣言が発令されました。何日か前から地ならしされてはいましたが、身が引き締まる思いです。そうかと言って、左記の表の通り、海外のロックダウンのような強制力はありません。また、営業自粛を行うお店も増えてはいますが、日常通りの風景もあります。意味があるのかという議論もありますが、第1段階としては意味があるのではと思います。今後の感染状況によっては、より強制力のある法令が発令されるかもしれません。何と言っても未曾有の事態です。基本的には人と接触しないことになるのですが、働いている人にとっては、そんなに簡単なことではありません。会社

経営者にとっては、非常に難しい判断になります。実際にできるかどうかは分かりませんが、海外のようにロックダウンしてしまったほうが、保証や支援の問題は別として、経営者の悩みはなくなるような気がします。

このような状況になった以上、個人で何かを判断することは非常に困難です。よって、正しいか正しくないかは、後で評価するものとして、今は国の情報を頼りにし、指示に従うしかありません。今までより8割以上、人との接触を避けてほしいとの安倍総理の話がありますが、そのように努力するしかありません。一人一人の小さな行動の積み重ねが大切です。また、人間は誘惑に弱い生き物ですが、大切な人に感染させるかもしれないと思えば、行動を律せられるはずです。おそらく、今がんばらないと、この状況がより長期に渡って、私達の生活に影響を及ぼすのでしょうか。医療崩壊の問題もありますが、とにかく耐えるしかありません。

不動産業においては、3月に入ってコロナの影響が確実に出てきています。物件の反響がほとんど入らなくなりました。建売業者も3月に入り仕入れを抑えております。その影響で契約がキャンセルになった案件もありました。また、営業所によっては、仕入れを完全にストップしているところもある状況です。設備が入ってこない状況もありますが、一番は、在庫の増加だそうです。既存の物件が売れないという事です。今後も当分この状況は続いていくことが予想されます。いつになるかは誰にも分かりませんが、コロナの終息を待つしかありません。そして、どこまでそれぞれの会社が耐えられるかも重要な問題です。派遣切りや解雇のニュースも増えてきております。毎日ニュースを見るたびにうんざりしますが、これが現実です。

弊社におきましては現在、営業時間を17:30までに短縮させていただいております。今後の状況如何によっては更なる変更が生じる場合、お休みをさせていただく場合もあるかもしれませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

塩田了丈